【特例監理技術者の配置を認める工事の場合に添付】

別記第３－１号様式

特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項

本工事に、特例監理技術者の配置を行う予定である場合、□に、「レ」又は「■」と記載したうえで、添付すること。

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 特例監理技術者の配置を予定している。 |
| □ | ア　建設業法第２６条第３項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者を専任で配置すること。 |
| □ | エ　同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に２件までとする。 |
| □ | オ　特例監理技術者が兼務を予定する他工事の施工場所は、本工事の施工場所から概ね１０ｋｍ以内である。 |
| □ | 上記項目を全て満たしている |

注　条件付一般競争入札参加申請書の審査時においては、本資料（□欄に、「レ」

又は「■」の記載があり）の添付をもって特例監理技術者の配置を認めるものとするが、落札決定後、要件を満たしていることを確認するため、確認できる資料を速やかに提出すること。